

◆目的

この事業は、国および三重県の補助を受けて、三重県社会福祉協議会が実施する公的な貸付制度です。三重県及び三重県内市町が行う、高等職業訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、入学準備金および就職準備金を貸付し、ひとり親家庭の親の自立を支援します。

◆募集期間 通年です。ただし、

入学準備金 …入学月の翌月末まで

就職準備金 …養成機関を修了後、かつ資格を取得し、1年以内に就職した月の翌月末まで

第一次募集 令和 7 年 4 月 1 日(火)～令和 7 年 5 月 30 日(金)(当日消印有効)

(入学準備金は令和 7 年4月入学者、就職準備金は令和 7 年4月就職者)

第二次募集 令和 7 年10 月 1 日(水)～令和 7 年11 月 28 日(金)(当日消印有効)

(入学準備金は令和 7 年10月入学者、就職準備金は令和 7 年10月就職者)

◆募集人数 入学準備金 50人 就職準備金 50人

◆貸付の対象者 次の全ての要件を満たす方

1. 三重県内に住民登録があり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方(受給決定した方)
2. 養成機関を修了後、かつ資格を取得した日から1年以内に三重県内で就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事しようとする方(1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
雇用形態は問いません)
3. 同種の資金を他から受けていない方および受ける予定のない方

×併用不可	▶保育士修学資金貸付事業、介護福祉士等修学資金貸付制度等趣旨を同じくする公的な貸付 ▶三重県看護修学資金(三重県保健師助産師看護師等修学資金) ▶国(ハローワーク)の専門実践教育訓練給付金(就職準備金は併用可) ▶母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金(就職準備金は併用可)
○併用可	<u>ただし、本貸付の用途と重複している場合は除く</u> ▶母子父子寡婦福祉資金貸付金 ▶独立行政法人日本学生支援機構による貸付 ▶日本政策金融公庫(国の教育ローン)の利用 ▶地方自治体・民間団体・就職希望先等による奨学金

4. 過去に他の都道府県指定都市等から本貸付を借り受けていない方。なお、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関の入学時に入学準備金を受けた方が養成機関修了後に看護師養成機関等への入学時は、2回目の入学準備金の貸付はできません。

◆貸付額と利子

- (1) 貸付額は、入学準備金50万円以内、就職準備金20万円以内です。(1,000円単位)
なお、貸付金の交付は、入学準備金は養成機関入学後、就職準備金は就職後です。
- (2) 貸付利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年利1%です。
- (3) 延滞利子は、返還金が発生し、返還期限を過ぎたときは年利3%です。

◆資金使用について

- ・ 貸付金の決定額は、個別に審査します。そのため、貸付の不承認および一部減額もあります。
- ・ 不承認理由は開示いたしません。
- ・ 申請に不正が認められたり、目的に応じた資金使用が行われなときは資金の返還を求めます。
- ・ 借入れの必要性、返済にあたっての収支計画等をご検討いただいたうえで、ご申請ください。

入学準備金 養成機関の入学時に必要な経費(概ね入学月末までに支払いが終わるもの)

(例) 養成機関への学納金(入学金、教材費、前期授業料等) 交通費(上限一か月分)

教科書、参考図書、学用品(養成機関の指定品)

対象外 受験料、給食費、生活費、傷害保険、後援会費、預り金、健康診断料、ワクチン・抗体検査料等

就職準備金 養成機関を修了し、かつ資格取得後の就職時に必要な経費(概ね就職月末までに支払いが終わるもの)

(例) 就職に伴い転居が必要な場合の入居初期費用(敷金、礼金、仲介手数料等)

就職時に必要となる被服費(制服、スーツ)、道具費用等

通勤に要する自転車・バイクの車両購入費用(上限5万円)

子どもの預け先を探すための費用(学童の入会金等)、健康診断料、資格にかかる協会入会金等

対象外 車検代、タイヤ代、生活費、協会年会費、収入印紙、住民票等、手数料、資格免許申請代等

◆連帯保証人

- ・原則として県内に居住する75歳未満で、生計を一にしない方で、かつ、返還債務を負うことができる資力を有する方が1名必要です。(被扶養者、住民税(市・県民税)の所得割が非課税の方は対象外)
- ・申請者が未成年(本事業では18歳未満の方)のときの連帯保証人は法定代理人であること。
- ・やむを得ず連帯保証人を立てられない場合も申請できます。(貸付利子は年利1%)

◆貸付の決定

- ・申請書類を審査し、申請者宛てに郵送で通知します。(4～5月受付分は、6月以降に通知)
- ・貸付の承認を受けたときは、貸付契約を取り交わすために借用書を提出していただきます。その際に次の項目が必要です。詳細は、貸付決定通知時にご案内します。

①借用書に押印する実印の印鑑登録証明書(借受人および連帯保証人)

▶ 印鑑登録を行っていないときは、住民登録のある市町役場で印鑑の登録手続きが必要です。

②収入印紙(貸付金額による額) 他

◆貸付金の交付 借用書等が提出された後、1か月程度で指定口座へ振り込みます。(一括交付)

◆返還の免除

- ・養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、三重県内において取得した資格が必要な業務に5年間従事したときは、申請により貸付金の返還が免除されます。ただし、要件に該当しないときは、貸付金を返還していただきます。
- ・貸付金の返還が免除されたときは、借用書は返却しません。なお、就職準備金については、返還が免除された金額は原則一時所得扱いになりますので、必要に応じて確定申告等の手続きをおこなってください。確定申告についての詳細は、管轄の税務署へお問い合わせください。

◆返還について

ご相談に応じますが、原則、返還事由が発生した日の属する月の翌月から半年間のうちに返還を開始し、最長5年を限度に返還していただきます。

◆提出書類・届出義務について

貸付を受けた方は、返還が免除されるか、または返還が完了するまでに各種書類の届出等を行ってください。なお、毎年4月に就業者の状況、4月・9月に在学者の状況を確認します。(本会から提出時期に書類のご案内をします)届出の提出がなく確認がとれないときは、貸付金の返還を求めることがあります。

◆申請書類提出先・問い合わせ先

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131(三重県社会福祉会館2階)

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 三重県生活福祉資金センター ひとり親家庭貸付担当
TEL 059-226-1118(9:00~17:00 土日・祝日・年末年始を除く)

今年度の申請様式は、ホームページからダウンロードできます [三重県社協 ひとり親](#) ⇐ 検索